

「騒音障害防止管理者教育」開催のご案内

公益社団法人 大阪労働基準連合会

☎06-6942-7401

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

回復が困難な騒音性難聴の労災新規認定者が後を絶たないことから、厚生労働省では、「騒音障害防止のためのガイドライン」を大幅に改訂し、「騒音の作業環境測定が義務付けられている作業場」と「騒音レベルが高い作業場」(※P2参照)について、管理者の役割を明確にした騒音障害防止対策の管理者教育等を新たに定めました。

この改正を受け、次の通り、「管理者教育」(労働者教育も兼ねる)を次のとおり開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

1 受講対象者 騒音障害防止管理者及び騒音作業従事労働者

2 受講料金

●受講料金(テキスト代含む)

会員 8,250円

内訳【受講料 6,000円 + 消費税(10%) 600円、テキスト 1,500円 + 消費税(10%) 150円】

非会員 9,350円

内訳【受講料 7,000円 + 消費税(10%) 700円、テキスト 1,500円 + 消費税(10%) 150円】

◆大阪府下の支部・労働基準協会会員の方は、申込時に会員証を提示して頂くと受講料金が会員価格になります。郵送の場合は会員証のコピーを同封してください。

※振込先

三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405 公益社団法人大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
第1日	12:55~13:00	オリエンテーション
	13:00~13:30	1 騒音の人体に及ぼす影響
	13:30~15:00	2 適正な作業環境の確保と維持管理
	15:10~15:50	3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善
	15:50~16:20	4 関係法令等
	16:20~16:25	修了証交付

4 講習会場

エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館 4F 大基連講習会場

大阪市中央区石町2-5-3

☎06-6942-7401

※地下鉄・京阪電鉄天満橋駅下車、西へ300m

5 定員

30名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付

全課程修了後、受講者本人に修了証を交付いたします。

【ご注意】(1)お申込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。

(2)予約されましたら、『申込方法』に沿って手続きをお願いします。

(3)予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。

第1 騒音の作業環境測定が義務付けられている作業場

1. 鉚打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

第2 騒音レベルが高いとされる作業場

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガスケットをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗

24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧パーカー又はヘッドパーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場